

防府都市計画道路見直し委員会設置要綱

令和4年6月30日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府都市計画道路見直し方針の策定に関する必要な協議を行うため、防府都市計画道路見直し専門委員会（以下「委員会」という。）を設置し運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員は、別表1に掲げる者をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、交通工学系学識経験者をもって充て、副委員長に土木系学識経験を充てる。

3 委員の任期は、防府都市計画道路見直し方針の策定が終了する日までとする。

(職務)

第3条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、防府都市計画道路見直し方針の策定に関することについて協議するものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長とする。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庁内検討部会)

第6条 委員会の運営に関し、庁内の連携を密にし、委員会の運営を補佐するため、委員会に庁内検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、別表2の職にある者をもって組織する。
- 3 部会に会長を置き、副市長をもって充てる。
- 4 部会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（幹事会）

第7条 部会の運営に関し、庁内の連携を密にし、部会の運営を補佐するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に会長を置き、土木都市建設部参事をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事会以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第8条 委員会、部会及び幹事会の事務局は、土木都市建設部都市計画課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の目的を達成するため必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

別表1（第2条関係）

交通工学系学識経験者、土木系学識経験者、社会福祉系学識経験者、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長、山口県防府土木建築事務所長、山口県山口農林水産事務所長、山口県防府警察署長

別表 2（第 6 条関係）

副市長、総務部長、総合政策部長、地域交流部長、産業振興部長、土木都市建設部長、消防長、教育部長、上下水道局長

別表 3（第 7 条関係）

土木都市建設部参事、防災危機管理課長、財政課長、政策推進課長、地域振興課長、商工振興課長、農林漁港整備課長、道路課長、文化財課長、警防課長、下水道課長